

取得できる資格や免許

関連科目を履修し、取得要件を満たした在学生および卒業生には、下記に示すような免許や資格、または受験資格が付与されます。詳細については、入学時に配布するキャンパスガイド等をご覧ください。

	植物生産環境科学科	森林緑地環境科学科	応用生物科学科	海洋生物環境科学科	畜産草地科学科	獣医学科	備考
学芸員	●	●	●	●	●	●	所定の単位を修得し、申請すれば「学芸員に関する科目の単位修得証明書」が交付されます。
高等学校教諭 1種免許状(農業)	●	●	●		●	●	別に定める教育職員免許法の科目の所要単位を修得し、各都道府県の教育委員会に申請する必要があります。
高等学校教諭 1種免許状(水産)				●			
高等学校教諭 1種免許状(理科)	●	●	●	●	●		
普及指導員	●	●	●	●	●		資格取得に必要な関連の授業を受けることができるので受験に有利になります。なお、資格試験を受験するには大学卒業後4年以上の実務経験が必要です。
林業普及指導員		●					
食品衛生管理者	●		●	●	●	●	卒業までに所定の単位を修得する必要があります。卒業後の勤務先で資格取得が必要となった場合に手続きを行います。
食品衛生監視員	●		●	●	●	●	
飼料製造管理者					●		
JGAP 指導員	●						所定の科目の試験において定められた成績をおさめ、関係機関に申請すると、資格を得ることができます。ただし申請費用と2年ごとの更新が必要。
自然再生士補	●	●					所定の科目の単位を修得し、別途条件を満たした人は、卒業後に資格を得ることができます。
樹木医補		●					
測量士補		●					
森林情報士2級		●					
環境再生医(初級)		●					
家畜人工授精師					●		
2級ビオトープ計画管理士・施工管理士		●					所定の科目の単位を修得し、関係機関に申請すると、資格試験の一部が免除されます。
毒物劇物取扱責任者			●				卒業後、勤務先の毒物劇物を取り扱う製造所、営業所、または店舗で必要とされる場合に、この資格を持つことができます(受験等の必要はありません)。
修習技術者(技術士補相当)			●				技術士一次試験が免除になり、技術士補に登録することができます。また4年以上の実務経験を経て、技術士第二次試験の受験資格を得ることができます。
エマージェンシーファーストレスポnder				●			資格取得に必要な関連の授業を受けることができるので、受験に有利になります。在学中に受験し、資格を得ることができます。
潜水士				●			
実験動物一級技術者					●		所定の科目の単位を修得すれば、4年次に受験することができます。学科及び実地の両試験に合格した者は、認定登録申請により実験動物一級技術者の資格を得ることができます。
獣医師(国家試験受験資格)						●	所定の科目の単位を修得すれば、獣医師国家試験の受験資格を得ることができます。